

石綿の飛散防止対策の強化について

平成 18 年 11 月 8 日
水・大気環境局大気環境課

1) 大気汚染防止法等の改正について

石綿による健康被害に係る問題については、平成 17 年 7 月以降、「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」を開催し、対策に取り組んできた。同年 12 月 27 日の第 5 回会合において「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、今後の被害を未然に防止するための対応として大気汚染防止法等の改正が盛り込まれた。

このような経緯を踏まえ、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が前通常国会において可決・成立し、平成 18 年 2 月 10 日に公布された。大気汚染防止法の一部改正により、石綿が使用されている建築物だけでなく、工作物全般についても解体等作業による石綿粉じんの飛散を防止するための対策を義務付けることとなった。

また、改正法の施行に伴い、石綿を使用している工作物に係る規定を整備するため、大気汚染防止法施行令及び大気汚染防止法施行規則の一部改正を行った。

これらの改正は、本年 10 月 1 日より施行されている。

1. 改正の内容

(1) 大気汚染防止法の一部を改正する法律

特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材）が使用されている工作物の解体等の作業を大気汚染防止法の規制対象に追加した（従来は「建築物」のみ）。

(2) 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

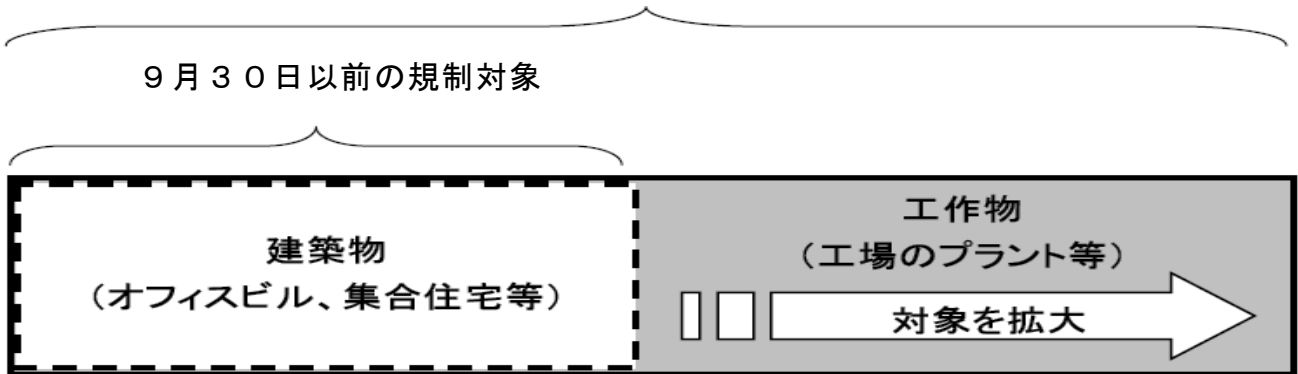
大気汚染防止法の一部が改正されたことに伴い、政令で定める特定粉じん排出等作業の範囲について、工作物に係る解体等作業が含まれるよう、規定を整備した。

(3) 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法の一部が改正されたことに伴い、特定粉じん排出等作業実施届出書の様式等を改正し、工作物に関する事項を追加した。また、工作物に係る作業基準については建築物に係る作業基準の内容と同様とする等の規定を整備した。

《参考》大気汚染の防止徹底の概念図

現在の規制対象



2. 規制の遵守、普及・啓発のための措置

(1) マニュアルの作成

平成17年12月の大気汚染防止法施行令の改正を受けて、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を作成し、環境省ホームページに掲載した。なお、1の改正を受けて、現在、同マニュアルの改訂を行っているところである。

(2) パンフレット

石綿使用建築物・工作物の解体等作業における石綿飛散防止対策に関する普及・啓発を図るため、パンフレットを作成し、都道府県等を通じて配布を行っている。

2) 平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査の結果について

1. 調査目的

本調査は、平成17年7月29日付け「アスベスト問題への当面の対応」（アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）に基づき、石綿による大気汚染の現状を把握し、今後の対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供していくために実施した。

2. 調査方法

- ① 石綿製品製造事業場の旧所在地や現在も石綿の飛散が懸念される事業場周辺地域など、全国141地域361地点を対象に大気中の石綿濃度の測定を行った。
- ② 試料採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル（改訂版）」（平成5年12月環境庁大気保全局大気規制課）及び「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」（平成元年環境庁告示第93号）によることとした。なお、調査に当たっては専門家の指導・助言を受けるとともに、測定結果についての測定者間のばらつきを少なくするため、測定者に対する講習会やクロスチェック等の精度管理を実施した。

3. 調査結果

(1) 地域分類別の石綿濃度

調査地域分類別に集計・整理した結果は、以下の表のとおりである。

この調査結果については、次のように総括される。

- ① 石綿製品製造事業場の旧所在地であるクボタ旧神崎工場（兵庫県尼崎市）等（奈良県生駒郡斑鳩町）における石綿濃度は、他の地域分類と同程度であり、現時点で特に汚染は認められない。
- ② 石綿製品製造事業場等、解体現場等及び廃棄物処分場等では、絶対値としては特に高い濃度ではなく、飛散防止に係る管理がなされているものと考えられる。

	地域分類	地域数	地点数	試料数	最小値 (本/L)	最大値 (本/L)	幾何平均値 (本/L)
	石綿製品製造事業場の旧所在地	3	12	36	0.14未満	0.89	0.31
飛散懸念地域	石綿製品製造事業場等	17	34	102	0.11未満	1.75	0.34
	廃棄物処分場等	21	41	117	0.11未満	2.70	0.49
	うち最終処分場	12	23	65	0.11未満	1.69	0.42
	うち(中間処理施設【破碎施設有】)	5	10	28	0.14未満	2.70	0.64
	うち(中間処理施設等【破碎施設無】)	4	8	24	0.11未満	2.41	0.54
	解体現場等(吹付け石綿除去工事)(敷地周辺)	17	64	64	0.10未満	2.15	0.26
	解体現場等(吹付け石綿除去工事を除く)(敷地周辺)	2	8	8	0.11未満	1.81	0.36
	蛇紋岩地域	3	6	18	0.11未満	0.39	0.19
	高速道路及び幹線道路沿線	5	10	30	0.14未満	2.20	0.36
一般環境	住宅地域	24	48	144	0.11未満	1.38	0.23
	商工業地域	13	26	78	0.10未満	1.56	0.23
	農業地域	4	8	24	0.11未満	0.68	0.31
排気口等	石綿製品製造事業場等(排気口付近)	9	9	27	0.10未満	2.72	0.36
	解体現場等(吹付け石綿除去工事)(前室付近)	13	13	13	0.11未満	4.53	0.44
	解体現場等(吹付け石綿除去工事)(排気口付近)	17	17	17	0.11未満	5.78	0.28
	合計	109	296	678			

注1) 各地点の石綿濃度の評価に当たっては、平成元年12月27日付け環大企第490号通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」に基づき、注2の場合を除き、各地点で3日間(4時間×3回)測定して得られた個々の測定値を地点ごとに幾何平均し、その値を当該地点の石綿濃度としている。本表では地域分類ごとの石綿濃度の最小値、最大値及び幾何平均値を記載している。

注2) 解体現場等においては、解体等の工事には短期間で終了するものがあるため、各地点で1日間(4時間×1回)測定し、その測定値を当該地点における石綿濃度としている。

注3) ND(不検出)の場合には「計数した視野(50視野)で1本の繊維が計数された」と仮定して算出した値に「未満」を付けて記載している。

(2) 平成7年度調査結果との比較

過去のデータとの比較対照を目的に、平成7年度に旧環境庁の委託調査を行った32地域65地点において調査を実施した。調査地域分類別に集計・整理した結果は、以下の表のとおりである。

- ① 今回調査を行った石綿製品製造事業場等については、現在ほとんどが石綿製品の製造を中止しており、石綿濃度も平成7年度の結果に比べ概ね低下している。
- ② 石綿製品製造事業場等以外においては、特に一定の傾向は認められず低い濃度レベルで推移しており、平成7年度と同程度と考えられる。

地域分類	地域数	地点数	試料数	最小値 (本/L)	最大値 (本/L)	幾何平均値 (本/L)
H7/石綿製品製造事業場等	5	13	39	0.11未満	0.70	0.28
H7/廃棄物処分場等(最終処分場)	3	6	18	0.45	2.62	1.16
H7/蛇紋岩地域	2	4	12	0.16未満	0.58	0.30
H7/高速道路及び幹線道路沿線	6	12	36	0.22未満	2.50	0.53
H7/内陸山間地域	3	5	15	0.11未満	0.48	0.20
H7/離島地域	1	2	6	0.11未満	0.11	0.11
H7/住宅地域	7	13	39	0.11未満	1.10	0.30
H7/商工業地域	4	8	24	0.14未満	0.65	0.23
H7/農業地域	1	2	6	0.11未満	0.16	0.13
合計	32	65	195			

注1) 各地点の石綿濃度の評価に当たっては、平成元年12月27日付け環大企第490号通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」に基づき、各地点で3日間(4時間×3回)測定して得られた個々の測定値を地点ごとに幾何平均し、その値を当該地点の石綿濃度としている。本表では地域分類ごとの石綿濃度の最小値、最大値及び幾何平均値を記載している。

注2) ND(不検出)の場合には「計数した視野(50視野)で1本の繊維が計数された」と仮定して算出した値に「未満」を付けて記載している。

4. 今後の対応

平成17年度に引き続き石綿による大気汚染の状況を把握するため、以下に示す全国54地域171地点を対象として、現在、平成18年度アスベスト大気濃度調査を実施している。

地域分類	地域数	地点数	測定回数	試料数
H7年度及びH17年度調査地域	29	60	2	360
石綿製品製造事業場等	1	3	2	18
廃棄物処理施設	7	14	2	84
解体現場	15	90	1	90
バックグラウンド地域	2	4	2	24
合計	54	171		576